

令和2年4月1日

社会福祉法人 わらしな福社会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1： 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除、その他育児短時間勤務、子の看護休暇など、職員が利用できる諸制度の周知や情報提供を行う。

(対策)

- 令和2年4月～ 産前産後休業や育児休業その他の諸制度の周知状況の再調査を行う
- 令和2年9月～ 諸制度に関する資料を職員に配布する

目標2： 年次有給休暇取得の促進をはかり、平均5日以上取得する。

(対策)

- 令和2年4月～ 年次有給休暇取得の周知状況の再調査を行う
- 令和2年9月～ 年次有給休暇取得の促進の為にに関する資料を職員に配布する